

台風第15号の影響による失業給付の認定日の取扱いに係る周知について

発令当日

失業給付の認定日の方へ

失業給付は暴風警報が発令されている場合は、証明認定、認定日の変更ができませんので、暴風警報が解除された日の翌日から遅くとも次の認定日の前日までにハローワーク等へ来所してください(次の認定日がはっきりわからない場合は自己判断せずに、窓口におたずねください。)

発令解除された日

台風の影響により失業給付の認定日を変更する方へ

平成27年8月24日、台風第15号の影響により暴風警報が発令されたため、失業給付の認定を受けられなかった方は、証明認定・認定日の変更ができますので、暴風警報が解除された日の翌日から遅くとも、次の認定日の前日までにハローワーク等へ来所してください(次の認定日がはっきりわからない場合は自己判断せずに、窓口におたずねください。)